

# 青木平区運営細則

施工日　：令和2年2月9日

改訂6版

# 青木平区運営細則

(区長等選考委員会)

第1条 規約第13条に定める区長、副区長、理事及び監事選考委員会については、役員会がこれにあたる。

2 委員長1名を置き、委員の互選による。

但し、区長及び、監事はこれを兼ねることができない。

3 選考委員会は、区長、副区長、理事及び監事の改選6ヶ月前までに、区長がたちあげる。

(役員の報酬)

第2条 規約第18条第1項に定める役員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 区長、町内会長の報酬については、市からの支給があるため、当区費用から支給しない。

(2) 会計の報酬については、年額4万円を支給する。

(3) 班長と監事は、原則として無報酬とする。

(4) 副区長の報酬については、年額5万円を支給する。 H31.2.10 改正

(5) 理事の報酬については、年額2万円を支給する。 H28.2.14 改正

2 報酬を支給する担当業務が生じた場合は、当該担当の役員に報酬を支給することがきるものとし、支給の可否及び金額については役員会が決定する。

(功労者表彰)

第3条 青木平区に、多大な貢献をした人には、その功績を讃えて、記念品と感謝状を贈る。

2 表彰者は、役員会で決定する。

3 功労者表彰の対象条件及び記念品等については、次の通りとする。 R2.2.9 改正

(1) 輪番による役職者を除く自治会役員(区長、副区長、理事、監事)及び富士宮市委嘱委員(民生児童委員、主任児童委員、青少年指導委員)を対象とする。

(2) 青木平区内の公共施設(公園、道路)の清掃活動等を日常的、または定期的に環境美化活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。

(3) 青木平区内で社会福祉活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。

(4) いずれの対象者も6年以上の貢献実績を必要とする。

(5) 受賞者への記念品は、自治会役員及び富士宮市委嘱委員は1万円相当、それ以外の個人または団体は5,000円相当とし、感謝状を授与するものとする。なお、功労者表彰の対象者は執行委員会で推薦し、役員会で決定する。

(6) 功労者表彰の時期は、役職者については役職退任時、役職者以外の対象者もしくは団体においては6年を越えた適切な時期とする。

(会員の葬儀)

第4条 会員の葬儀に際して協力する必要がある場合は、会員の所属する班の班長及び班により行う。

2 葬儀に際して、希望者には区民館及びその備品の使用を認める。但し、使用に当たっては、管理者の許可を受け、使用後に使用報告書を提出する。

3 区の香典は、会員世帯について5千円とする。

4 班の取扱いについては、その班において決定する。

(区民館の使用)

第5条 区民館の管理責任者(以下、「管理者」という)は、区長とする。

2 区民館を使用する場合は、管理者の許可を受け、使用後は備え付けの使用記録簿に記入するこ

ととする。

3 鍵の保管は、区長、町内会長、会計とし、その他区長が必要と認めた場合は、その保管者を定め、受渡しを明確にして貸し渡すことができる。

4 区民館の使用上の注意事項は次のとおりとする。

(1) 使用に当たっては、管理者に申し出て予約をすること。

(2) 館内使用後は必ず清掃し、使用器具は所定の位置に置き、火気及びガスの元栓の確認をすること。

(3) 許可を受けないで、所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打等をしないこと。

(5) 騒音発生その他、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) 使用后、鍵は速やかに保管者に返納すること。

5 使用料金は、次のとおりとする。

(1) 会員の使用は無料。

(2) 会員の営利目的による使用は1回1,000円。

(3) 会員以外の使用は1回5,000円。

但し物品販売者等の使用については、その規模、内容を管理者が検討し、可否を決定する。

(ごみ集積所の使用)

第6条 各ごみ集積所の維持、管理については、区長の指示に従う。

但し、環境美化委員がこれを代行することができる。

2 使用料金は、次のとおりとする。

(1) 会員の使用は無料。

(2) 会員以外の使用は、定住者年額5,000円、非定住者年額3,600円。

(一斉清掃)

第7条 青木平区内の一斉清掃は、年間春秋2回実施するものとし、区長の指示に従う。

2 一斉清掃は、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の活動であり、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、班長にその旨を連絡する。 H30.2.11 改定

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、平成18年5月28日から施行する。

附 則 (平成21年4月12日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成21年4月12日から施行する。

附 則 (平成24年2月19日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成24年2月19日から施行する。

附 則 (平成28年2月14日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成28年2月14日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 11 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 7 条 2 項の改定について）  
（施行期日）

1. この改正は、平成 30 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 11 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 2 条 (4)の改定について）  
（施行期日）

1. この改正は、平成 31 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 10 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 3 条 3 項の追加改定について）  
（施行期日）

1. この改正は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。